

○財務省告示第二百八十四号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十三年度の初日から平成二十三年七月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成二十三年八月三十一日

財務大臣 野田 佳彦

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成二十三年度の初日から平成二十三年七月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名	輸 入 数 量
一	〇トン
二	〇トン
三	一・一トン
四	七、八一三トン
五	三三三トン

二〇	九〇トン
一九	五六一トン
一八	五、六四六トン
一七	四二、二五六トン
一六	三、四八七トン
一五	三三トン
一四の二	一三三〇、〇七二トン
一四	五二〇、二〇二トン
一三	二、二九〇、六一八トン
一二	二八、九七〇トン
一一	八、七五九トン
一〇	一、二四五トン
九	一三、七四九トン
八	一八・七トン
七	二〇・五トン
六	五トン

二九	一七四トン
二八	〇トン
二七	三、八五七トン
二六	一、二〇七トン
二五	〇トン
二四	一一トン
二三	一、一八二トン
二二	二七五トン
二一	一〇、五六一トン